

保存期間：10年

資料	7
----	---

国税不服審判所の改革

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

1. 納税環境整備

(1) ～ (5) 《省略》

(6) 国税不服審判所の改革

(争訟手続)

国税の不服申立手続の見直しについては、基本的には、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、①「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、②「不服申立前置の見直し」の方向性を踏まえて検討を行う必要があります。

内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。

なお、

① 不服申立期間については現行の期間制限（2月）を延長する方向で、証拠書類の閲覧・謄写の範囲については審査請求人と処分庁とのバランスを踏まえつつ拡大する方向で、それぞれ検討を行うこととします。

② 不服申立前置のあり方については、納税者の利便性向上を図ることが求められていることから、争訟手続における納税者の選択の自由度を増やすことを基本に、以下の点にも留意しつつ、原則として2段階となっている現行の仕組みを抜本的に見直す方向で検討を行うこととします。

イ 現在、審判所における審査請求を含め、国税の不服申立手続が一定の争点整理機能を発揮しており、裁判所の負担軽減に役立っていること

ロ 税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」（平成 22 年 9 月 14 日）の指摘にもあるように、引き続き納税者の簡易・迅速な救済を図る必要があること

ハ 行政に対し自律的に迅速かつ統一的に運用の見直しを図る機会を付与する必要があること

ニ 主要諸外国においても、訴訟に先立ち、租税行政庁への不服申立てが前置されていること

(争訟機関)

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年 15 名程度採用します。
- ② 3 年後の平成 25 年までに 50 名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

さらに、国税不服審判所については、内閣府・行政救済制度検討チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配意して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行うこととします。

(7) 以下省略